

京極町除排雪機械運転免許取得支援事業補助金交付要綱

(総則)

第1条 京極町除排雪機械運転免許取得支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、京極町補助金交付規則（平成5年規則第5号。以下「規則」という。）に定めがあるものを除くほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この要綱は、京極町民又は建設業者等に雇用される従業員等の除排雪機械の運転に必要な資格の取得に係る費用を補助することにより、除排雪機械の運転手となる人材の確保と後継者育成を支援し、もって地域住民の安全な道路環境の維持に資することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において「京極町民又は建設業者等」とは、京極町に住所を有し京極町会計年度任用職員として除排雪業務従事を希望する個人又は町内に本社を有する建設業者等（建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定により建設業の許可を受けた者をいう。）で、京極町内の国道、道道、町道及び公共施設等の除排雪業務（以下「除排雪業務」という。）の受託者及び直近5年間に受託した実績がある者をいう。

2 この要綱において「除排雪機械」とは、次に掲げる機械をいう。

- (1) 除雪トラック
- (2) ロータリ除雪自動車
- (3) ホイールローダ
- (4) ダンプトラック
- (5) ホイール式バックホウ
- (6) バックホウ
- (7) ブルドーザ
- (8) グレーダ

(補助対象者)

第4条 補助対象者は、除排雪機械の運転に必要な資格を取得しようとする京極町民本人及び従業員又は構成員（以下「資格取得希望者」という。）を雇用している建設業者等とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる京極町民及び建設業者等は、補助対象者としな

- (1) 京極町が徴収する税金及び各使用料を滞納している者（雇用される従業員等を含む）
- (2) 京極町競争入札参加資格者指名停止事務処理要領に基づき指名停止措置を受けた者であって、当該指名停止措置の期間を経過していない者

(資格取得希望者の条件)

第5条 資格取得希望者は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 普通自動車免許を所持している 50 歳未満の者
- (2) 除排雪機械運転免許の資格を取得した日の属する年度の翌年度から起算して 3 年（以下「資格取得後 3 年」という。）を経過する日まで京極町又は補助対象者の除排雪業務に従事することを確約する者

（補助対象経費等）

第 6 条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げる資格の全部又は一部を前条に規定する資格取得希望者に新たに取得させるために必要な教習料及び講習料の額とする。ただし、補助対象経費について、他の制度による補助金の交付を受けている場合は、当該補助対象経費から控除するものとする。

- (1) 大型自動車免許
- (2) 大型特殊自動車免許
- (3) 車両系建設機械(整地・運搬・積込み用機械)運転技能講習

2 資格取得希望者が資格の取得に至らなかった場合は、補助対象経費としないものとする。

（補助金の額）

第 7 条 補助金の額は、補助対象経費の 2 分の 1 以内の額とする。ただし、資格取得希望者 1 人につき 30 万円を限度とする。

- 2 同一の資格取得希望者が 2 回以上に分けて資格を取得した場合は、その合計額を補助対象経費とし 30 万円を限度とする。
- 3 前項の規定により算出した額に 1,000 円未満の端数があるときは、その額を切り捨てるものとする。

（計画承認）

第 8 条 この要綱における補助対象者になろうとする者は、京極町除排雪機械運転免許取得支援事業計画書（様式第 1 号）に次の各号に定める関係書類を添え、原則として資格の取得に要する教習又は講習受講に着手する前に町長に提出し、承認を得なければならない。

- (1) 補助対象者及び資格取得希望者に町税及び徴収金の滞納がない旨を証明する書類
- (2) 資格取得希望者の雇用証明書の写し
- (3) 資格取得希望者の普通自動車免許証の写し
- (4) 誓約書
- (5) 住民票等その他町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の規定による計画書の提出があったときは、その内容を審査し、この結果を京極町除排雪機械運転免許取得支援事業承認等決定通知書（様式第 2 号）により補助対象者に通知する。

（交付申請）

第 9 条 前条の規定による計画承認を受けた補助対象者が、この補助金の交付を受けようとするときは、規則に定める補助金等交付申請書に關係書類を添えて町長に提出するものとする。

(交付決定)

第10条 町長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することを適当と認めたときは、規則に定める指令書により補助対象者に通知するものとする。

(実績報告)

第11条 補助対象者は、事業が完了したときは速やかに、規則に定める補助事業等実績報告書に次に掲げる書類を添えて、町長に報告しなければならない。

- (1) 資格を取得したことを確認できる書類
- (2) 補助対象経費を支払いしたことが確認できる書類
- (3) 補助事業実績内訳書(様式第3号)
- (4) その他町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第12条 町長は、前条第1項の規定による報告書の提出があったときは、その報告に係る補助事業等の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、規則に定める検査調書を添えて補助対象者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第13条 補助金は前条の規定による補助金の額の確定後において交付するものとする。

(補助金の返還)

第14条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合、規則の定めるところにより補助金全額の返還を命ずるものとする。

- (1) 第5条第2号の規定に違反したとき
- (2) 資格取得後3年以内に免許取消し処分を受けたとき

(在籍状況等の報告)

第15条 補助対象者は、資格取得者の在籍状況及び資格取得者が自ら除排雪機械を運転して除排雪業務に従事したこと(以下「在籍状況等」という。)を、この事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して3年間、京極町除排雪機械運転免許取得支援事業資格取得者在籍状況等報告書(様式第4号)に次に掲げる書類を添えて、町長に報告しなければならない。

- (1) 取得した資格を保持していることを確認できる書類
- (2) その他町長が必要と認める書類

2 前項の規定による報告の基準日及び期限は、次に掲げる日とする。

- (1) 資格取得者の在籍状況等の報告基準日 当該年度の3月31日
- (2) 報告の期限 前号の翌年度の4月20日

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。